

初心運転者講習のご案内

1. 初心運転者講習対象者

普通免許・大型二輪免許・普通二輪免許・原付免許を取得された方で、取得後の1年以内（免許停止期間を除く）に違反又は事故を起こし、合計点数が3点以上（1回の違反事故では4点以上）になった人を対象とした講習です。

初心者運転者講習通知を受けて1ヶ月以内に限り受講することができます。ただし、上位免許を取得した方は受講する必要はありません。

免許停止処分中の方は受講できません。停止前か停止が終わってから受けることとなりますので、必ず運転免許センター教育課に連絡をし、指示を受けて下さい。

2. 講習の日時・場所

講習の日時・場所につきましては、埼玉県公安委員会が受講者の住所地などを勘案し指定します。

3. 講習時間

普通・大型二輪・普通二輪免許は7時間、原付免許は4時間です。

4. 講習内容

適性検査、講義、運転実技、グループディスカッション、ビデオ上映等を行います。

5. 停止処分等について

免許停止処分の際、希望して受ける違反車講習、停止処分者講習とは異なります。

☆受講の申込み

1. 受講連絡

講習通知書に指定された初心運転者講習自動車教習所へ、受講する、しない、を必ず連絡して下さい。連絡しなければ欠席とみなされ講習を受けることができません。

2. 受講日の変更

指定された日に受講できない方で他の日に講習を希望される方は、ご自分の指定された初心運転者講習指定自動車教習所へ欠席の連絡をした後、埼玉県運転免許センター免許課へ連絡して下さい。

鴻巣運転免許センター TEL.048—543—2001 免許課講習係まで

★注意事項

1. 当教習所の受付時間（※遅刻厳禁）

普通自動車 午前 9時40分～9時55分

原付 午後 1時20分～1時40分

2. 講習手数料

免許の種類	講習手数料	講習通知手数料	合計
普通自動車	14,350円	900円	15,250円
原付免許	9,600円	900円	10,500円

3. 持参するもの

運転免許証、講習通知書、筆記用具、運転に適した服装（原付講習を受講する方は、長袖上衣ヘルメット、靴、手袋、雨天時には雨衣）

4. やむを得ない理由のある方

病気、負傷、身体的自由を拘束、海外旅行等やむを得ない理由で受講できない場合は、これを証明する書類が必要です。必ず、免許センター教育課に連絡して下さい。この連絡がなかった場合は、講習の不受講とみなされます。

5. 初心者運転者講習を受講しなかった場合

免許取得後1年を経過した後、公安委員会の通知により再試験を受けなければなりません。この再試験を受けなかった場合及び受けても不合格となった場合は免許が取消となります。